

26日 火曜

申命記

24:1 人が妻をめとつて、夫となつたとき、妻に何か恥ずべき事を発見したため、気に入らなくなつた場合は、夫は離婚状を書いてその女の手に渡し、彼女を家から去らせなければならない。

24:2 女がその家を出て、行って、ほかの人の妻となつたなら、

24:3 次の夫が彼女をきらい、離婚状を書いてその女の手に渡し、彼女を家から去らせた場合、あるいはまた、彼女を妻としてめとつたあととの夫が死んだ場合、

24:4 彼女を出した最初の夫は、その女を再び自分の妻としてめとることはできない。彼女は汚されているからである。これは、主の前に忌みきらうべきことである。あなたの神、主が相続地としてあなたに与えようとしておられる地に、罪をもたらしてはならない。

24:5 人が新妻をめとつたときは、その者をいくさに出してはならない。これに何の義務をも負わせてはならない。彼は一年の間、自分の家のために自由の身になって、めとつた妻を喜ばせなければならない。

24:6 ひき臼、あるいは、その上石を質に取ってはならない。いのちそのものを質に取ることになるからである。

24:7 あなたの同族イスラエル人のうちのひとりをさらつて行き、これを奴隸として扱い、あるいは売りとばす者が見つかったなら、その人さらつては死ななければなりません。あなたがたのうちからこの悪を除き去りなさい。

24:8 ツアラアトの患部には気をつけて、すべてレビ人の祭司が教えるとおりによく守り行なわなければならない。私が彼らに命じた



Bible Reference
聖書の記述

とおりに、それを守り行なわなければならぬ。

24:9 あなたがたがエジプトから出て來たとき、その道中で、あなたの神、主がミリヤムにされたことを思い出しなさい。

24:10 隣人に何かを貸すときに、担保を取るため、その家にはいってはならない。

24:11 あなたは外に立つていなければならぬ。あなたが貸そうとするその人が、外にいるあなたのところに、担保を持って出来なければならない。

24:12 もしその人が貧しい人である場合は、その担保を取ったままで寝てはならない。

24:13 日没のころには、その担保を必ず返さなければならない。彼は、自分の着物を着て寝るなら、あなたを祝福するであろう。また、それはあなたの神、主の前に、あなたの義となる。

この「恥ずべき事」を、イエス様は不貞と理解しておられました。妻がそのようなことをした場合は、その夫婦関係にとどまることはできませんでしたが、しかしまた結婚することは許されたようです。心機一転して新しい人生を始めるこことはできたのですが、また同じ事を繰り返して初めの夫に戻ることはできませんでした。もしもそれが許されるなら「地に」倫理的な混乱を招くでしょう。

新婚の人、ひき臼を質に入れるほど貧しい人を思いやることが命じられています。私たちも共感や同情の心を持って行動しましょう。

ツアラアトは感染症なので、罪のイメージと似ています。衛生面で正しい習慣を守ることと、そこから罪についての警戒を学ぶ必要がありました。私たちは感染症と罪を混同してはなりません。また病の原因を罪と短絡的に考えてはなりません。しかし罪が感染するものであることは肝に銘じておく必要があります。しっかりと書きよめられま

しょう。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満たしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

